

# 令和8年春の全国交通安全運動埼玉県実施要綱

## 1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 2 実施期間

令和8年4月6日(月)から15日(水)までの10日間

## 3 統一行動日

4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日

## 4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

## 5 運動重点

### (1) 全国重点

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

### (2) 埼玉県重点

- ① 自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用促進
- ② 横断歩道における歩行者優先の徹底

### (3) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

## 6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

## 7 主な推進事項

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

## (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (イ) 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (エ) 通行の妨げとなる不法占有物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- (オ) 令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

イ 歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

- (ア) 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- (イ) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- (ウ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (エ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- (オ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (カ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

## (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

ア 「ながらスマホ」の根絶

- (ア) 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- (イ) 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

イ 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- (ア) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
  - (イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
  - (ウ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- ウ 飲酒運転等の根絶
- (ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の推進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
  - (イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- エ 妨害運転等の防止対策
- (ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
  - (イ) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (ア) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
  - (イ) シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
  - (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
  - (エ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- カ 高齢運転者の交通事故防止対策
- (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
  - (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
  - (ウ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- キ 外国人運転者の交通事故防止対策
- (ア) 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進

- (イ) レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- (ロ) 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- (ハ) 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- (ニ) 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

#### ク 二輪車運転者に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (イ) 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- (ロ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレート取り付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

### (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

#### ア 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守とあらたなルールの周知

- (ア) 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (ロ) 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (ハ) 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- (ニ) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

#### イ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- (ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (ウ) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- (エ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (オ) 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

#### ウ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- (ア) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- (イ) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- (ウ) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

### 《埼玉県重点》

#### (4) 自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用促進

##### ア 自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守

- (ア) 令和8年4月から自転車の交通反則通告制度が適用となる。  
自転車乗車中の法令違反が依然として多いことから、交通反則通告制度導入に合わせて「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守について広報啓発を推進
- (イ) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行（令和6年11月1日）による「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転及び幫助」の罰則強化について広報啓発を推進
- (ウ) 「埼玉県自転車の安全な利用の推進に関する条例」に基づく、自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等への加入を促す取組の推進
- (エ) 自転車の安全な利用のため、日常的な点検整備を促す取組の推進

##### イ ヘルメット着用促進

- (ア) 令和5年4月から全ての自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなけ

ればならないとされているところ、依然として着用率が低く、令和7年中の自転車乗車中の交通事故のうち、約半数は頭部に致命傷を負っていることから、引き続き自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を推進

- (イ) 自転車乗車用ヘルメットは、SGマークやJCF公認マーク等安全が確認されたマーク表示があるものを着用するよう促す取組の推進

## (5) 横断歩道における歩行者優先の徹底

### ア 歩行者優先の徹底

- (ア) 依然として歩行中の交通死亡事故は多発している状況にあり、また、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態があることから、信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルールの広報啓発の推進

- (イ) 車両運転者に対し、歩行者への思いやりやゆとりのある運転を促す取組の推進

### イ 歩行者の意思表示

- (ア) 歩行者の横断歩道横断時において、手を上げるなどハンドサインによる意思表示を促す取組の推進

## 8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

### <自動車・二輪車の運転者>

- ・ 歩行者や自転車がいるときは、スピードを落とす、安全な間隔をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道や見通しの悪い交差点を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 前照灯の早めの点灯、夜間の対向車・先行車がない状況の走行用前照灯（ハイビーム）を活用し、路上寝こみ等に注意しましょう。また、発見した際は速やかに110番通報しましょう。
- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォン等の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 飲酒運転や妨害運転（あおり運転）は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。
- ・ すべての道路利用者に「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。